

保安林内立木伐採・作業許可申請等の手引き

令和8年2月

長崎県農林部林政課

一 目 次 一

はじめに・・・・・・・・・・・・	1 ページ
I 保安林における制限	
1 立木伐採・作業許可の意義	2 ページ
2 指定施業要件(制限の種類)	4 ページ
3 保安林における制限	4 ページ
4 作業許可と保安林解除	5 ページ
5 管轄する県の振興局一覧表	5 ページ
II 保安林内立木伐採許可の申請・届出	
1 皆伐する場合	5 ページ
2 天然林を択伐する場合	7 ページ
3 間伐又は植栽義務のある人工林を択伐する場合	7 ページ
4 その他伐採届出が必要な伐採	8 ページ
5 災害発生に伴い緊急に立木を伐採した場合	9 ページ
6 国有林を管理する国の機関が当該国有林を伐採する場合	9 ページ
7 植栽の義務	9 ページ
III 保安林内作業許可の申請・変更	
1 作業許可の許可基準	9 ページ
2 作業許可申請書の添付書類	9 ページ
3 作業許可申請内容の変更	10 ページ
4 作業許可行為の着手・完了	10 ページ
(別表) 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準	11 ページ
IV 許可申請等の手続の流れ	14 ページ
(参考) 立木伐採、届出及び作業行為許可の手順	14 ページ
(参考) 立木伐採許可申請手続きフロー図	15 ページ
(参考) 作業許可申請手続きフロー図	16 ページ
V 許可を要しない場合	
1 立木伐採許可関係	17 ページ
2 作業許可関係	18 ページ
VI 申請者	19 ページ
VII 申請書又は届出書を提出する上の留意点	20 ページ
VIII 標準処理期間	20 ページ
IX その他	20 ページ
関係様式	21 ページ
(表一1) 森林の施業・管理に必要な路網の作設に係る作業許可申請書の添付図書	36 ページ
(参考) 保安林における制限手続き	37 ページ
(参考) 伐採許可申請書及び伐採届出書の添付書類と具体例	38 ページ

はじめに

我が国は火山等による脆弱な地質、多くの断層、急峻な地形等に加え、台風の襲来や梅雨時期等での集中豪雨等厳しい自然条件にあって、洪水や干ばつ、山崩れ、津波等により甚大な被害に見舞われてきました。

我が国の7割は森林で占められていますが、森林は木材等を供給する経済的機能のほかに水源の涵養、生活環境の保全形成等の公益的機能を有しています。

これらの公益的機能の発揮により田畠や生活環境を守る役割を果たしている森林については、古くは水持山や水林、砂留山や砂防林、留山と称して特別に保護していました。

保安林制度は、これらの機能の高揚を目指し、明治30年に森林法の制定により法制度として確立されたもので、保安林の指定、解除、管理等の行政事務は森林法の定めるところにより行われています。

保安林に指定された森林においては、指定の目的を達成するために指定施業要件による立木の伐採規制や土地の形質変更行為等の規制を受けるとともに、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地では植栽義務が課せられますので、立木を伐採する場合は、原則として許可や届出が必要となっていますが、倒木や枯死木の伐採や、砂防事業の実施のための伐採など、許可や届出を必要としない場合もありますので、まずは最寄りの振興局（5ページ）へご相談下さい。

I 保安林における制限

1 立木伐採・作業許可の意義

保安林以外の普通林においても、伐採等の行為を行う場合は届出等が義務づけられています。これは、森林の資源量を適正に管理把握するためです。

森林の中で、公益上、特に重要である保安林においては、適正な森林施業が行われることが求められます。

法第34条の規定による保安林内における立木の伐採等の許可に関する事務及び法第38条の規定による監督処分については、対象森林を管轄する県の各振興局が取扱窓口になります（Iの(5)を参照）。

ただし、保安林の間伐については、平成13年まで許可制度でしたが、林業活動の活性化等を目的として規制緩和され、届出制度となり、H18から市町が窓口です。

① 森林における届出、許可制度一覧

林種	手 続 項 目	根拠法	受付窓口	備 考
普通林	林地開発許可 林地開発協議（公共事業）	法第10条の2	県	開発面積1haを超えるものが対象。
	伐採届出（間伐、主伐）	法第10条の8、第15条	市町	
保安林	保安林指定 保安林解除	法第25条、25条の2 法第26条、26条の2	県（国） 〃	伐採種、面積限度、伐採率などに注意。
	伐採許可（主伐－皆伐） 伐採許可（主伐－天然林の択伐）	法第34条第1項 法第34条第1項	県（局） 〃	
	作業許可	法第34条第2項	〃	
	伐採届出（主伐－人工林の択伐）	法第34条の2	〃	
	間伐届出※	法第34条の3	市町※	H18年度から市町へ権限委譲

※国有保安林（林野庁所管）については、県林政課が受付窓口。

※上表の保安林の制限における手続きについては、「（参考）保安林の制限における手続き」を参照。

② 森林施業の種類

行為の種類	内 容		保安林 窓 口	普通林 窓 口		
主 伐	皆 伐	標準伐期齢（※1）以上での更新を伴う主林木の伐採行為	県（局） 許可	市町 届出		
	択 伐 (人工林) ※2	標準伐期齢以上での更新を伴う主林木の単木又は列状等の伐採行為（指定施業要件（※3）で植栽の義務があるもの）	県（局） 届出	市町 届出		
	択 伐 (天然林)	天然林の森林の択伐	県（局） 許可	市町 届出		
間 伐	森林の健全な育成を目的とした主伐までの間に行われる本数等調整伐（更新を伴わない）		市町 届出	市町		
除 伐 つる切	主林木の生育を阻害する灌木や巻き付いたつる類の除去		申請 届出 義務 なし	申請 届出 義務 なし		
枝 打	主林木の質の向上や森林内への光環境改善等を目的とした枝の切除					
下 刈	植栽木の周囲の草本類の生育を押さえ、植栽木の初期成長を促進する作業					
植 栽	森林の更新を目的とした樹木の植え付け		県（局） 届出			

土地の形質の変更	保安林	作業許可	基準(※4)の範囲内で作業道開設等土地の形質の変更行為	県(局)許可	
		解除	保安林を森林以外の他の目的物へ変更する行為	国又は県	
普通林		小規模開発	1ha以下の森林の開發行為		市町届出
		林地開発	1haを超える森林の開發行為		県許可

樹種	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
標準伐期令	35年	40年	35年	40年	20年

※1 標準伐期令は、法第10条の5第2項第2号にて、市町村森林整備計画の中で定められています。

※2 拝伐とは、主伐のうち森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法。

※3 指定施業要件については、Iの2を参照して下さい。

※4 基準の範囲については、IIIの1の(別表)「保安林の土地の形質の変更行為の許可基準」を参照して下さい。

※5 国有保安林(林野庁所管)の解除については、最寄りの森林管理署が窓口となりますのでご留意下さい。

③ 保安林内立木伐採許可・届出区分及び処理機関

区分	伐採方法	根拠法令	処理期間			申請・届出期限等	違反した場合の監督処分	違反した場合の罰則
			市町長	県 地方 機関	本庁			
立木伐採許可申請の受理	皆伐	法34条第1項 令第4条の2		○		年4回公表、 公表日から 30日以内に 申請	中止命令、 造林命令	150万円以下 の罰金
	択伐 (天然林)			○		伐採を開始 する日の30 日前までに		
立木伐採届出の受理	択伐 (※人工林)	法34条の2 規則第68条		○		伐採を開始 する日前90 日～20日ま での間	造林命令	100万円以 下の罰金
	間伐	法34条の3 規則第68条	○					
伐採後の届出の受理(許可に係るもの)	皆伐	法34条第8項 規則第65条		○		伐採が終了 してから30 日以内		30万円以 下の罰金
	択伐 (天然林)			○				
伐採後の届出	択伐(人工林) 間伐	伐採後の届出は不要						
緊急伐採後の届出の受理	不 定	法34条第9項 規則第66条		○		伐採が終了 してから30 日以内		
立木伐採前の届出の受理(省令で定める許可不要もの)	不 定	法34条第1項 第9号、規則第 60条第1項第5 号～第9号、第 2項		○		伐採を開始 する日の2 週間前までに		
国有林に係る協議への同意	皆伐 択伐 間伐	法34条第1項 第9号、規則第 60条第1項第10 号			○	伐採前に知事へ事前協議		

作業許可申請 (土地の形質変更) ※	作業道・歩道の開設・その他簡易な施設の設置等	法第 34 条第 2 項		○	作業行為をする前までに申請する。(保安林の解除なら該当しないか留意すること)	中止命令、原形に復旧する命令	3年以下の罰金又は300万円以下の罰金
作業許可申請 (土地の形質変更を除く。)	立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取	法第 34 条第 2 項		○	作業行為をする前までに申請する。	中止命令、原形に復旧する命令	150万円以下の罰金

※人工林で指定施業要件の植栽が指定されていないものは、法第 34 条第 1 項による許可申請となります。

※保安林内の違反行為がないようにご留意下さい。

2 指定施業要件(制限の種類)

保安林の指定目的を達成するため、保安林台帳、地番毎に設定されている森林施業（主伐、間伐、植栽、作業許可等）の制限を指定施業要件（法第 33 条第 5 項）といい、間伐届出は、指定施業要件に従って審査・受理がなされます。

①伐採種について

○伐採種を定めない(皆伐)

標準伐期齢以上の森林において主伐の伐採種に制限がないもの。ただし、皆伐区域面積の上限が、保安林台帳毎に指定されています。（例・・・10ha 未満等）

○択伐

皆伐行為ができない森林のうち、標準伐期齢以上の森林において更新を伴う伐採（主伐）の一種であり、次に揚げる施業となっています。

- ア) 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的又は 10m 未満の幅で帯状に行う伐採
- イ) その伐採によって生じる無立木地の面積が 0.05ha 未満であるもの

○禁伐

伐採を禁止しているもの。

②間伐率について

保安林台帳に記載されている範囲内の率で間伐をすることが可能です。

【森林法施行令第 4 条別表第 2 (二) 間伐に係るもの】

伐採年度ごとに伐採ができる立木の材積（※1）は 10 分の 3.5（※2）（平成 14 年以前の旧基準での指定は 10 分の 2）を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下まわったとしても当該伐採年度の翌伐採の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

※1 造林事業等は本数により間伐率が示されていますが、保安林では材積により間伐率が示されています。

※2 新基準の適用には指定施業要件の変更手続きが必要なる場合があります。

③択伐林・禁伐林における間伐の特例

択伐林・禁伐林でも、間伐が指定施業要件として定められている（間伐率記載）地番においては、その範囲内で間伐をすることが可能です。

3 保安林における制限

保安林制度は、森林の有する公益的機能を発揮させることを目的とした制度であり、保安林として指定された森林の保全と適切な森林施業の確保を図る必要があります。

このため、保安林においては法第34条第1項、法第34条の2及び法第34条の3に係る「立木の伐採」並びに同条第2項に係る「作業行為」について制限を課しています。

しかし、保安林ではこれらの行為が絶対に許されないというものではなく、管轄する県の振興局長の許可を要します。この許可を通常「伐採許可」及び「作業許可」と呼んでいます。

このうち「作業許可」については、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるもので、土地の形質の変更等の態様・規模が軽微であるもの、

一時的であるものに限り対象としており、許可後も引き続き保安林としての制限を受けるものです（Ⅲの1参照）。

4 作業許可と保安林解除

保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される行為で、Ⅲの1の（別表）の許可基準を満たすものは「作業許可」の申請が可能ですが、許可基準を超える土地の形質の変更行為の場合は「保安林の指定の解除」手続きが必要となり、「作業許可」の申請はできません（ただし、「保安林の指定の解除」の予定告示後30日を経過し、異議意見書の提出もない解除予定保安林については、事業の着手にあたり「作業許可」の申請が可能です。）。

「作業許可」を受けた「作業行為」を許可期限後も継続しようとする場合には、更新手続きが必要となります。

5 管轄する県の振興局一覧表

市町名	管轄振興局	事務所住所、電話番号
長崎市 諫早市 大村市 西海市 長与町 時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町	県央振興局 森林土木課	〒854-0071 諫早市永昌東町 25-8 電話 0957-22-0201
島原市 雲仙市 南島原市	島原振興局 林務課	〒855-8501 島原市城内 1-1205 電話 0957-63-5073
佐世保市 平戸市 松浦市 小値賀町 佐々町	県北振興局 森林土木課	〒857-8502 佐世保市木場田町 3-25 電話 0956-22-1776
五島市 新上五島町	五島振興局 林務課	〒853-8502 五島市福江町 7-1 電話 0959-72-2094
壱岐市	壱岐振興局 農林整備課	〒811-5215 壱岐市石田町石田西触 1290 電話 0920-48-5211
対馬市	対馬振興局 森林土木課	〒817-8510 対馬市厳原町国分 1441 電話 0920-52-5474

II 保安林内立木伐採許可の申請・届出

1 皆伐する場合

(1) 皆伐の基準

皆伐する場合は、許可が必要です。皆伐には、次の基準が定められており、伐採方法が押さえられている保安林又は、伐採が禁止された保安林では皆伐できません。

- ① 同一とされる保安林における1年間に伐採できる面積
- ② 1箇所当たりの伐採面積の上限
- ③ 伐採できる樹種ごとの林齢（標準伐期齢）
※標準伐期齢に満たない立木は、伐採することができません。
- ④ 防風・防霧保安林にあっては、幅20m以上の森林の帶状残置
- ⑤ 伐採跡地への植栽が義務付けられている保安林の場合は、伐採後、定められた期間内に植栽しなければなりません。

(2) 許可申請と伐採の期間

許可の申請ができる期間は、下表のとおりです。毎年2月、6月、9月、12月の年4回に限られており、県が公表する皆伐限度の公表日から30日以内に提出します。また申請できる伐採の期間は、年度を超えることができません。

【申請の期間と伐採できる期間】

申請の期間	申請できる伐採の期間
2月1日～3月2日	4月1日～3月31日
6月1日～6月30日	許可の日～3月31日
9月1日～9月30日	許可の日～3月31日
12月1日～1月4日	許可の日～3月31日

なお、許可の申請は、次のいずれかに該当する者が行えます。

- ① 森林所有者
- ② 森林所有者から伐採を依頼された伐採業者
- ③ その他、明らかに伐採の権原を有する者

(3) 必要書類と提出場所

保安林内の立木の伐採の許可の申請書（規則第59条第1項）には、次に掲げる書類を添付しなければなりません。

許可の申請は、伐採を行う場所を管轄する振興局へ電子データ又は紙のいづれかの方法で提出します。

- ① 保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書（申請様式1-1）

- ② 保安林の位置図及び区域図

許可の対象となる保安林の位置を特定できる図面及び伐採する保安林の区域の外縁並びに植栽によらなければ確な更新が困難な場合はその区域を示したものを明示した図面とする。保安林の区域図により保安林の位置を特定できる場合には、位置図と区域図を兼ねることができるるものとする。なお、保安林の区域図について、原則実測をお願いしていますが、見込の場合は区域の増加が生じないよう、特に留意すること（※IIの(4)の③参照）。

- ③ 許可を受けようとする者を証する書類（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等を除く。）

ア 法人の場合

当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）又はその写しとする。

なお、森林法施行規則（以下「規則」という。）第59条第3項第2号の「これらに準ずるもの」については公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。

イ 法人でない場合

代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ウ 個人の場合

住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

- ④ 当該申請に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合

当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）又はその写し

- ⑤ 申請の対象となる保安林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

- ⑥ 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有者でない場合

当該保安林を伐採する権原を有することを証する書類

- ⑦ 許可を受けようとする者が申請の対象となる保安林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

ただし、次のいづれかに該当する場合には、その添付を省略することができる。

ア 申請の対象となる保安林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合

イ 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる保安林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合

ウ 申請の対象となる保安林の土地に隣接する保安林の土地の所有者と境界の確認を確實に行うと認められる場合

(4) 伐採中の留意事項

次の事項について遵守して下さい。

- ① 土砂の流出の防止に努めること。また、伐採中及び伐採終了後において発生した災害は、直ちに復旧すること。

- ② 県の職員が現地を確認する場合は、これを拒否することができない。また、指示があった場合は、これを遵守すること。

- ③ 許可の内容の変更は、原則として認めない。許可された内容に変更（面積の増）の必要が生じた場合は、新たに許可申請を行うこと。ただし、伐採期間の延長については、年度を超えない範囲で60日以内の延長を変更許可申請することができます。

(5) 伐採完了後の手続き

伐採の終了した日（不実行の場合は伐採期間の終期）から30日以内に立木伐採届出書（申請

様式1－5）を振興局へ電子データ又は紙のいづれかの方法で提出して下さい。なお、伐採を行わなかった場合には、不実行報告書（申請様式3－3）を提出して下さい。

2 天然林を択伐する場合

(1) 択伐の基準

「人工林で植栽の義務が定められた保安林を択伐する場合」は、届出が必要です。

人工林以外(天然林)の保安林を択伐する場合は許可が必要ですが、伐採が禁止された保安林では択伐できません。なお、択伐には、次の基準が定められています。

- ① 保安林ごとに伐採できる材積率(40%を上限として保安林ごとに決められています。)
- ② 伐採できる樹種ごとの林齢（標準伐期齢）
※標準伐期齢は各市町の市町村森林整備計画で定めています。
- ③ 前回の伐採後の成長量以上の伐採はできません。
- ④ 伐採後、定められた期間内に植栽しなければなりません。

(2) 「人工林で植栽の義務が定められた保安林を択伐する場合」の手続き

「3 間伐する場合」と同様の手続きが必要で、伐採する90日～20日間までに択伐届出書（申請様式1－2）を提出して下さい。

(3) 「(2)以外の択伐(天然林)」の手続き

「1 皆伐する場合」と同様の手続きが必要です。

ただし、択伐に申請の期間はありません。伐採を開始する日の30日前までに立木伐採許可申請書（申請様式1－1）を電子データ又は紙のいづれかの方法で提出して下さい。

3 間伐又は植栽義務のある人工林を択伐する場合

(1) 間伐、択伐の基準

間伐する場合は間伐届出、植栽義務のある人工林を択伐する場合は択伐届出が必要です。

なお、人工林の間伐及び択伐には次の基準が定められています。

- ① 間伐できる材積率(上限35%)、択伐できる材積率(上限40%)が定められています。
- ② 間伐できる森林の樹冠疎密度（80%に達していない保安林は、間伐できません。）

(2) 届出の提出

間伐及び択伐の届出は、伐採開始前の90日から20日前までに提出する必要があります。

なお、届出は次のいずれかに該当する者が行えます。

- ① 森林所有者
- ② 森林所有者から伐採を依頼された伐採業者
- ③ その他、明らかに伐採の権原を有する者

(3) 必要書類と提出場所

保安林の択伐又は間伐の届出書（規則第68条第2項）に掲げる間伐の届出は、次に掲げる書類を添付しなければなりません。また択伐の届出は管轄する振興局、間伐の届出は管轄する市町へ電子データ又は紙のいづれかの方法で提出して下さい。

① 保安林（保安施設地区）内間伐届出書（申請様式1－8）【間伐の場合】

保安林（保安施設地区）内択伐届出書（申請様式1－2）【択伐の場合】

② 保安林の位置図及び区域図

許可の対象となる保安林の位置を特定できる図面及び伐採する保安林の区域の外縁を明示した図面とする。保安林の区域図により保安林の位置を特定できる場合には、位置図と区域図を兼ねることができます。なお、保安林の区域図について、原則実測をお願いしていますが、見込の場合は区域の増加が生じないよう、特に留意すること（※IIの(4)の③参照）。

③ 届出をしようとする者を証する書類（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等を除く。）

ア 法人の場合

当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）又はその写しとする。

なお、規則第68条第3項第2号の「これらに準ずるもの」については公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。

イ 法人でない場合

代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ウ 個人の場合

住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

エ 当該届出に関し、他の行政手続の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合

当該処分に係る届出の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

オ 届出の対象となる保安林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものも含む。）又はその写しとする。

カ 届出の対象となる保安林の土地の所有者でない場合

当該保安林を伐採する権原を有することを証する書類

キ 届出の対象となる保安林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

ただし、次のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる。

① 届出の対象となる保安林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合

② 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる保安林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合

③ 届出の対象となる保安林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

(4) 届出の受理

提出された届出内容が適正な場合は受理通知書が交付されます。

なお、届出書に記載された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合していないと認められるときは、計画の変更を命じられる場合がありますのでご留意下さい。

間伐（択伐）は、受理通知書が届いた後に行って下さい。

届出の内容に変更が生じる場合は、届け出た内容以外の伐採は行わず、速やかに管轄の振興局へ連絡し、指示を受けて下さい。

(5) 間伐等を行わなかった場合

完了予定期日から30日以内に不実行報告書（申請様式3-3）を電子データ又は紙のいずれかの方法で提出して下さい。なお、一部でも択伐又は間伐した場合は、不実行届を提出する必要はありません。

4 その他伐採届出が必要な伐採

(1) 伐採届出が必要な伐採

次の目的で立木を伐採する場合は、届出が必要です。

① 別に保安林内作業許可を受けて、保安林の機能を代替する施設を設置する場合

② 知事が指定する樹木に被害を与える害虫や菌類を、定められた方法で駆除やまん延を防止する場合

③ 森林施業に必要な作業道などを設置する場合

④ 土地収用法に定める事業を実施するために必要な測量等を実施する場合

⑤ 建物等に被害を与えるおそれのある立木を伐採する場合

(2) 届出の提出

伐採届出は、伐採の2週間前までに電子データ又は紙のいずれかの方法で提出する必要があります。なお、届出は次のいずれかに該当する者が行えます。

① 森林所有者

② 森林所有者から伐採を依頼された伐採業者

③ その他、明らかに伐採の権原を有する者

(3) 必要書類と提出場所

伐採届出に必要な書類は次のとおりです。

なお、書類の提出先は、伐採を行う場所を管轄する振興局になります。

① 保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書（申請様式1-4）

② 保安林の位置図及び区域図…IIの3の(3)の②に準じる

③ 届出をしようとする者を証する書類（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第1

条に規定する独立行政法人等を除く。) … II の 3 の(3)の③に準じる

(4) 届出の受理

提出された届出内容が適正な場合は受理通知書が交付されます。

なお、届出書に記載された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合していないと認められるときは、計画の変更を命じられる場合がありますのでご留意下さい。

間伐（抲伐）は、受理通知書が届いた後に行って下さい。

届出の内容に変更が生じる場合は、届け出た内容以外の伐採は行わず、速やかに管轄の振興局へ連絡し、指示を受けて下さい。

(5) 伐採を行わなかった場合

完了予定日から30日以内に不実行報告書（申請様式3－3）を電子データ又は紙のいづれかの方法で提出するものとする。なお、一部でも伐採した場合は、不実行報告書を提出する必要はありません。

5 災害発生に伴い緊急に立木を伐採した場合

火災や台風などで緊急に立木を伐採した場合は、行為終了後30日以内に「緊急伐採届（申請様式1－3）」を電子データ又は紙のいづれかの方法で提出して下さい。

なお、緊急伐採届は、IIの3の(3)の②③に準じた書類を添付して、管轄する振興局に提出して下さい。

6 国有林を管理する国の機関が当該国有林を伐採する場合

国有林を管理する国の機関が当該国有林を伐採する場合は、あらかじめ協議が必要です。

協議の取扱いは、許可申請や届出に準じたものになりますが、協議様式については任意となります。

7 植栽の義務

伐採後の植栽が義務付けられた保安林を伐採した場合は、定められた方法、期間、樹種にしたがって植栽し、植栽を完了した日から30日以内に植栽完了届出書（様式1－9）を提出する必要があります。

なお、災害等により定められた期間内に植栽が困難な場合や、人工林における抲伐届出より抲伐を行ったときは、植栽の義務の猶予を申請できるので、管轄する振興局へご相談下さい。

III 保安林内作業許可の申請・変更

1 作業許可の基準

(1) 保安林内作業許可のうち土地の形質の変更に係る作業行為について、解除予定保安林において、法第30条又は第30条の2の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の）意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う場合並びに（別表）保安林の土地の形質の変更行為の許可基準に掲げる場合は、その保安林の指定の目的の達成に支障を来すと認められる場合を除き、保安林内作業許可を申請することができます。

(2) 申請に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき立木伐採許可を要するときに当該許可がなされていないとき、又は当該行為について他の法令に基づく行政庁の許認可を必要とする場合で当該許認可が受けられないと見込まれるときは許可できませんのでご留意下さい。

2 作業許可申請書の添付書類

申請者は作業許可申請書（申請様式1－6）に次の各号に掲げる関係書類を添付するものとします。ただし、(1)(2)及び(4)～(7)の書類は土地の形質を変更する行為に限ります。

なお、立竹の伐採等の許可（作業許可）のうち、再生可能エネルギー発電用施設の設置に係るもの（管理用作業道、送電線等、導水管、生産井等の附属施設のみの設置を除く）について

は、申請案件毎に「申請書様式1 参考資料」を併せて添付下さい。

- (1) 事業計画書（代替施設計画書含む）
- (2) 保安林内の土地の形質の変更に関する番地明細書
- (3) 位置図（全体計画を含め縮尺は原則1/25,000又は1/50,000）及び区域図（原則として森林計画図又は保安林台帳の図面の写し）
- (4) 事業計画図（防災計画を含めることとし、原則として1/1,000～1/5,000の等高線入りの図面を使用する。保安林解除申請書に添付する事業計画図、代替施設計画図に準ずる）
- (5) 事業区域図（原則として公図を使用する。番地・地目及び地番界（黒線）、事業区域界（青線）、保安林界（赤線）、申請区域（薄赤着色））
- (6) 丈量図（求積図）…原則実測図
- (7) 標準横断図（現地盤線、計画地盤線、保全施設等、切土高、盛土高、勾配を記入し、縮尺は1/100又は1/200）及び標準構造図（縮尺は任意）
- (8) 申請者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）を証する書類
 - 法人の場合；登記事項証明書
 - 法人でない団体；代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
 - 個人の場合；住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（運転免許証、保険証の写しなど）
- (9) 立竹の伐採に関し、他の行政手の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (10) 申請の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- (11) 申請者が申請の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類
- (12) 申請者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類
 - ただし、次のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる。
 - ① 申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
 - ② 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
 - ③ 申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合
- (13) 行為地が林野庁所管の国有林の場合は、森林管理署長の財産処理及び保安林管理上の意見書
- (14) その他地方機関長が必要と認めるもの。
- (15) 森林の施業・管理に必要な路網の作設に係る関係書類については、「（表-1）森林の施業・管理に必要な路網の作設に係る作業許可申請書の添付図書」及び(8)から(12)のとおりとします。

3 作業許可申請内容の変更

作業許可申請の内容に変更の必要が生じた場合、申請者は、あらかじめ管轄する振興局長に「保安林（保安施設地区）内許可変更申請書（申請様式2）」（添付書類含む）を提出する必要があります。この場合、変更に係る作業行為は許可後に着手することとなりますのでご留意下さい。

なお、添付書類の詳細については別途管轄する振興局へお問い合わせ下さい。

4 作業許可行為の着手・完了

作業行為の着手時及び完了時には、「行為着手・完了報告書（申請様式3-1）」により、施設完成時には「工事完了報告書（申請様式3-2）」により、行為不実行となった場合には「行為不実行報告書（申請様式3-3）」により、遅滞なくその旨を管轄する振興局長に電子データ又は紙のいづれかの方法で届け出る必要があります。

(別 表) 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区 分	行 為 の 目 的 ・ 態 様 ・ 規 模 等
1 森林の施業・管理に必要な施設	<p>(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）、森林の施業及び管理の用に供する作業道[※1]、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合</p> <p>(2) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合[※2]</p>
2 森林の保健機能の増進に資する施設	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。</p> <p>(2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の条件を満たす土地であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれのない土地 ② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあっては、傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が25度未満の土地 <p>(3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。</p> <p>(4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること。</p> <p>(5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。

(注)

区分	行為の目的・態様・規模等
	<p>② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。</p> <p>③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5メートル未満であること。</p> <p>(7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
3 森林の有する保安機能の維持又は代替をする施設	<p>(1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。</p> <p>(2) 転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合。</p>
4 その他 [※8]	<p>(1) 上記1から3に規定する以外のものであって次に該当する場合。</p> <p>① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合。 (例えは、水路、へい、柵等)</p> <p>② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満[※3]で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合。[※4] (例えは、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等) ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつ、その高さが周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物[※5]以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。</p> <p>(2) その他 一時的な変更行為であって次の要件[※6]を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。</p> <p>① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。</p> <p>② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。</p> <p>③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。</p> <p>④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。</p> <p>⑤ 切土又は盛土の高さ[※7]がおおむね1.5メートル未満のものであること。</p>

- 1 上記の基準に該当する案件で、次のすべての事項に該当し、申請に係る行為が計画の内容どおり実施されることが確実で、かつ、当該行為により当該保安林の保全対象が害されることがない場合には作業許可ができます。
 - ① 行為に関する計画の内容が具体的であること。
 - ② 申請者が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
 - ③ 申請者に当該行為を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。
- 2 林道については、車道幅員（路肩を除く。）が4メートル以下であって、森林の施業及び管理の用に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合には、作業許可の対象とする。

農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格及び構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるものに限り林道と同様に取り扱うものとする。

なお、森林の施業及び管理の用に供する、又は資するとは、林道等の沿線の森林において、施業の実施予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らかである場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合とする。

3 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設とは、その設置目的及び構造からみて保安機能を持つことが明らかであって、周囲の森林と一体となって管理することが保安林の指定の目的の達成に寄与すると認められるものをいい、例えば道路に附帯する保全施設等がこれに該当する。

転用に当たり、転用に係る区域内に設置する当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設については、本体施設と一体となって管理されるべきものであり、作業許可の対象としないものとする。また、転用に係る区域外に設置する施設であっても、洪水調節池等の森林を改変する程度が大きいものについては、作業許可の対象としないものとする。

4 土砂捨て、しいたけ原木等の堆積、仮設構造物の設置その他物件の堆積等の一時的な変更行為に係る作業許可は、土壤の性質、林木の生育に及ぼす影響が微小であると認められるものに限って行うものとする。

5 切土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。このため、現地の樹種や土壤等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。

また、盛土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5メートルを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5メートルを2割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

6 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に2年を原則としている。

ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を5年まで延長することを可能とする。

7 変更行為に係る区域（以下「変更区域」という。）の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が20メートル未満に接近している場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うものとする。

[*注1]歩道のうち以下のものについては、許可申請不要とする。

(1) 区分1の目的で保安林指定時に既に存在していて、新たに土地の形質変更をしないもの。

(2) 森林法施行規則第62条に定める軽易な行為である、造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈、つる切り又は枝打ちのための歩道。

[*注2]

森林への進入口の設置、法高の縮減等により森林施業の実施に配慮されたものに限る。

なお、農道等の「等」とは、市町村道、私道を含む。

[*注3]

変更行為に係る区域の面積は、②に例示した施設及びその施設に関係する施設の合計面積を指し一時利用部分は含まない。

また、0.05ha未満の場合が2か所以上ある場合は、変更行為箇所の間が50m以上離れていれば、許可することができるものとする。

ただし、事務処理については一時利用部分も含めて一括して行い、一時利用部分については確実に復旧すること。

[*注4]

②に例示した施設及びその施設に関係する施設で2年を超える長期にわたり土地の形質の変更を行う部分の高さを指し、一時的な掘削埋め戻しは含まない。

[*注5]

建築物とは、建築基準法第2条に示す建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの及びこれに類するもの）とする。

[*注6]

①～⑤すべての要件を満たす行為

[*注7]

切土の高さについて、現地の樹種や土壤等の調査を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。盛土の高さについて、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5mを超えることは差し支えないものとする。なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5mを2割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

[*注8]

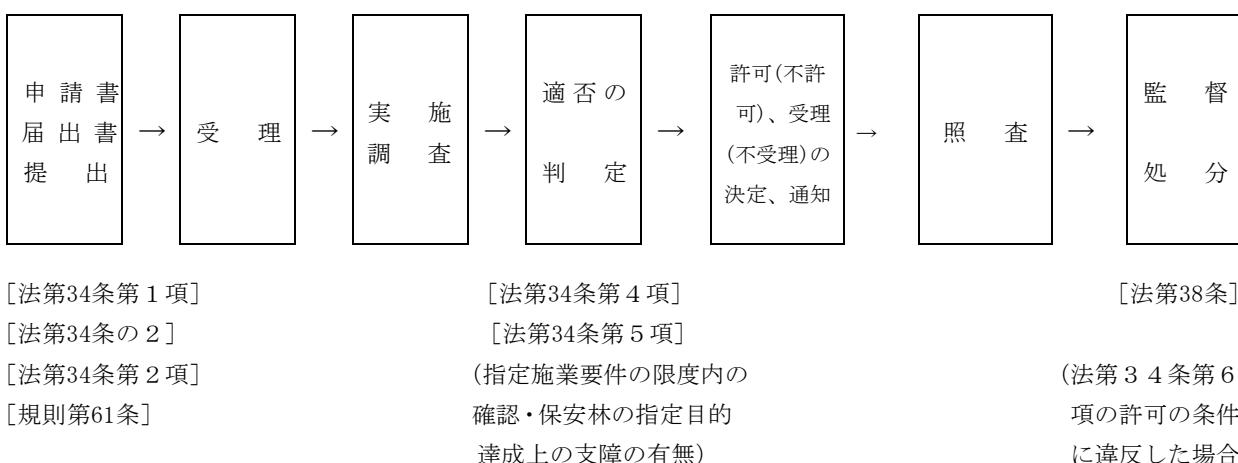
区分4における変更行為に係る区域（以下、変更区域という。）が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が20m未満に接近する場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うこととする。

IV 許可申請等の手続の流れ

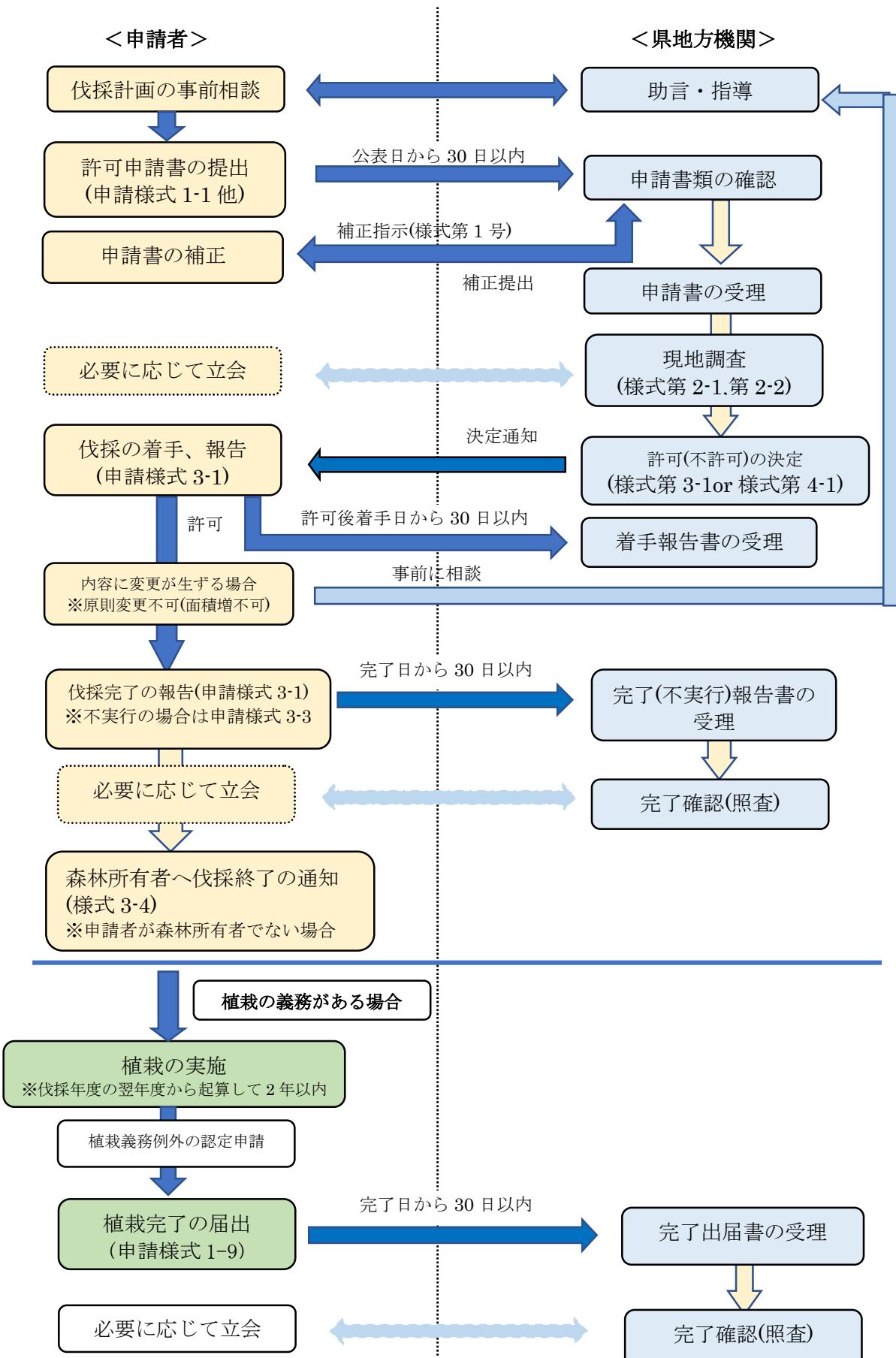
- 1 保安林内の立木伐採及び作業行為の許可を受けようとする者（以下「申請者」という）又は届出をしようとする者（以下「届出者」という）は、「森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件」（昭和37年7月2日農林省告示第851号）で定められた様式の申請書等（申請様式1-1から申請様式1-8）にⅡ又はⅢに掲げる書類を添えて、当該保安林を管轄する地方機関長に電子データ又は紙のいづれかの方法で提出しなければなりません（規則第59条、第60条、61条）。
なお、許可申請等手続きの手順の概要については、以下「（参考）立木伐採、届出及び作業行為許可の手順」のとおりです。また手続きの詳細は「（参考）立木伐採許可申請手続きフロー図」や「（参考）作業許可申請手続きフロー図」を参照下さい。
- 2 保安林内の皆伐による立木の伐採につき、法第34条第1項の許可を受けようとする者は、当該保安林につき令第4条の2第3項の規定に基づく皆伐面積の限度の公表（年4回）のあった日から30日以内に立木伐採許可申請書を提出しなければなりません。また抾伐（天然林）の許可申請は伐採開始の30日前までに提出が必要です。
その他各届出書についても事前に届け出る必要があります（詳細はIの1の③を参照）。
- 3 作業許可申請については、作業行為をする前にいつでも申請することができ、許可するかどうかの決定も個々の申請ごとにいつでもできることになっています。
- 4 作業許可の取扱い（申請期間、更新手続き）については、「（別表）保安林の土地の形質の変更行為の許可基準」の行為や植栽義務の有無により取り扱いが異なりますので、管轄する振興局へお問い合わせ下さい。

（参考）立木伐採、届出及び作業行為許可の手順

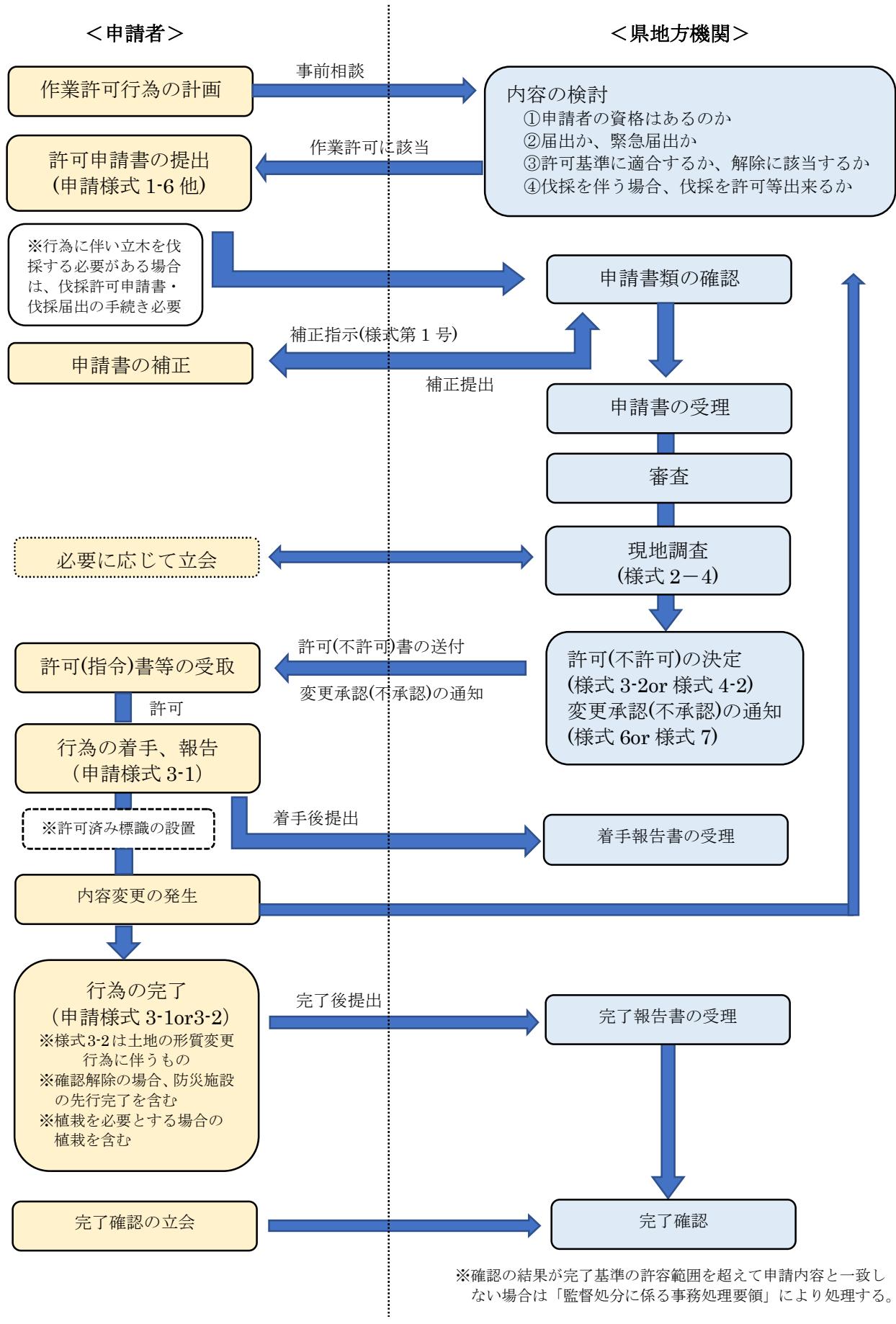
（申請者） （地方機関長） （地方機関長） （地方機関長） （地方機関長→申請者） （地方機関長） （地方機関長）
（届出者） （地方機関長or市町） （地方機関長or市町） （地方機関長or市町） （地方機関長or市町→届出者） （地方機関長or市町） （地方機関長or市町）



(参考) 立木伐採許可申請手続きフロー図



(参考) 作業許可申請手続きフロー図



V 許可を必要としない場合

1 立木伐採許可関係

保安林内の立木を伐採しようとする者は、法第34条第1項の規定に基づき、「県知事(地方機関長)」の許可を受けなければなりませんが、同項のただし書きの規定により、次の各号に該当する場合は、下表のとおり手続きが不要となる場合や届出等となる場合があります。

条項及び具体的な行為の内容	必要な手続き
第1号 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合	不要
1 病害虫のまん延により森林資源に重大な損害を与えるおそれがあるときに、森林病害虫等防除法に基づく農林水産大臣又は知事の命令を受けて病害虫等が付着している樹木の伐倒等を行う場合 2 道路の構造への損害又は交通への危険を及ぼすおそれのある木を、道路法に基づく道路管理者の命令を受けて措置する場合	
第2号 森林所有者等があらかじめ知事に届け出た上で、法第34条の2第1項に規定する択伐による立木の伐採をする場合	伐採をしようとする日の90日前から20日前までに申請様式1-2により届出
第3号 森林所有者等があらかじめ市町長に届け出た上で、法第34条の3第1項に規定する間伐のための立木を伐採する場合	伐採をしようとする日の90日前から20日前までに申請様式1-8により届出
第4号 法第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合(特定保安林)	該当なし
第5号 森林所有者等が法第49条第1項の許可を受けて伐採する場合 (立入調査等)森林所有者等が、市町の長の許可を受けて他人の土地に立ち入り、森林施業に関する測量又は実地調査の支障となる立木を伐採する場合	市町の長の許可
第6号 法第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合 (立入調査等)法の施行のために知事又は市町の長が当該職員に、他人の土地に立ち入って、標識を建設させ、又は測量若しくは実施調査若しくは標識建設の支障となる立木を伐採させる場合	不要
第7号 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合	伐採の終わった日から30日以内に申請様式1-3により届出
第8号 除伐する場合	不要
第9号 規則第60条第1項で定める場合	
1 国又は県が法第41条の保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合 2 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合 (1) 測量法に基づき、基本測量、公共測量の障害となる植物の伐採等を行う場合 (2) 漁業法に基づき、漁業に関する測量、実地調査等のため、知事の許可を受けて他人の土地に立ち入り、又は支障となる木を伐採する場合 (3) 鉱業法に基づき、鉱業に関する測量又は実地調査のため、経済産業大臣の認可を受けて他人の土地に立ち入り、又は支障となる木を伐採する場合	不要

条項及び具体的な行為の内容		必要な手続き
第9号 規則第60条第1項で定める場合		
	(4) 國土調査法に基づき、國土調査を実施する者が行う次の行為 ア 調査に従事する者に、障害となる植物等を除去させる場合 イ 調査が行われる土地にある植物等を試験材料として採取収集する場合 (5) 電気通信事業法に基づき、総務大臣の許可を受けた認定電気通信事業者が、線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある植物を伐採し、又は移植する場合 (6) 電気事業法に基づき、経済産業大臣の許可を受けて、電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある植物を伐採し、又は移植する場合	不要
3	倒木又は枯死木を伐採する場合	不要
4	こうぞ、みつまたを伐採する場合	
5	法第34条第2項の作業許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合	伐採をしようとする日の2週間前までに申請様式1-4により届出
6	樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びバイラスであって知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合	
7	林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合	
8	その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法第3条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行う場合において、その支障となる立木を除去するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合	
9	道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合	
10	国有林を管理する国の機関が、あらかじめ知事と協議するところに従い当該国有林の立木を伐採する場合	事前協議 ※国有林内の保安林における作業許可については、所轄の森林管理署に相談下さい。

2 作業許可関係

保安林内の作業行為をしようとする者は、法第34条第2項の規定に基づき、管轄する県の振興局長の許可を受けなければなりません。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。なお、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「森林保健機能増進法」という。）第6条第5項に定める特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う行為については、法第34条第2項本文の規定は適用されません。（森林保健機能増進法第8条第2項）

- (1) 法令またはこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
 - (例) 森林病害虫等防除法第3条、第5条の枝条・樹皮の焼却命令、道路法第44条第4項の規定による竹木の伐採命令、航空法第49条第1項の規定による飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの植物等の除去命令

- (2) 森林所有者等が法第49条第1項の許可を受けてする場合
森林所有者等が、森林施業に関する測量又は実地調査のため市町村長の許可を受けて他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採する場合
 - (3) 法第188条第3項の規定に基づいてする場合
農林水産大臣又は都道府県知事が、森林法の施行のために必要があるときに、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は測量、実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させる場合
 - (4) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合（法第34条第9項の届け出が必要）
 - (5) 造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち
 - (6) 倒木又は枯死木の損傷
 - (7) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷
 - (8) 国又は都道府県が法第41条の保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくは、ぼた山崩壊防止工事を実施するためにする場合
 - (9) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守のためにする場合
保守の支障となる場合は、許可を受ける必要はありません。
たとえば、測量法第16条及び第17条、漁業法第122条、鉱業法第101条第1項、国土調査法第26条及び第28条、電気通信事業法第81条、電気事業法第61条の規定に基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合などがこれに該当します。許可を受ける必要のない理由は、当該伐採の保安林の指定の目的の達成に影響する程度が一般に軽微と認められるからです。
- （例）① 測量法第16条、第17条により、国土地理院が測量を実施するための障害物の除去
② 漁業法第122条により漁業に関する測量、実地調査のための立竹の伐採その他障害物の除去
③ 鉱業法第101条による鉱業に関する測量又は実地調査のための立竹の伐採
④ 土地調査法第26条による障害物の伐除及び第28条による土壤等の採取
⑤ 通信事業法第136条による通信の確保のための植物の伐採等
⑥ 電気事業法第61条による電線路の確保又は工事のための植物の伐採等
⑦ 自然公園法第62条による公園事業の執行等に関する実地調査のための障害物除去
⑧ 土地収用法第14条第1項による障害物の伐除及び土地の試掘等
⑨ 自然環境保全法第31条による実地調査のための障害物の除去
⑩ ガス事業法第168条による導管の設置又は保守のための障害植物の伐採等
- (10) 自家の生活の用に充てるため、あらかじめ管轄する県の振興局長に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合
 - (11) 学術研究の目的に供するため、あらかじめ管轄する県の振興局長に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合
 - (12) 国有林を管理する国の機関があらかじめ管轄する県の振興局長と協議するところに従い当該国有林野区域内において伐採する場合
(注) 国有林内の保安林における作業許可については、あらかじめ所轄の森林管理署に相談した上で協議をして下さい。

VI 申請者

伐採許可及び作業許可の申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 森林所有者
- (2) 申請に係る行為の当事者（森林所有者以外の者にあっては、申請の権限を証する書面を添付）
- (3) 行為地の所在する市町村長（森林所有者又は行為の当事者に確実な管理能力がないと認と認められる場合）

VII 申請書又は届出書を提出する上の留意点

申請書又は届出書及び添付書類に不備があり、内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、受理ができませんので、ご留意下さい。

- (1) 申請書又は届出書の記載事項に記載もれがあるもの。
- (2) 添付書類の不足等不備があるもの。
- (3) 申請又は届出する権限のないもの。

VIII 標準処理期間

許可等の事務に要する標準処理日数は概ね次のとおりです。

処分名	標準処理期間
法34条第1項に規定による立木伐採許可	30日 (※皆伐は公表満了後)
法34条第2項に規定による立竹伐採許可（作業許可）	30日
法34条の2第1項に規定による択伐の適否審査（択伐届）	20日
法34条の3第1項に規定による間伐の適否審査（間伐届）	20日

注) 上表の期間は土日祝祭日、補正に要する期間を除きます。

IX その他

1 保安林の地番の検索方法(長崎県のHPを参照)

ホームページ>分類で探す>しごと・産業>森林・林業>森林の管理>保安林制度に関する情報>保安林制度に関する情報>保安林の地番確認>保安林地番(該当の市町のExcelファイルを選択)

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/shinrin-ringyo/sinrinkanri/hoanrin/529134.html>

2 保安林概略図並びに森林計画図の交付方法等

- ・保安林概略図(1/25,000)については、管轄の各地方機関へ交付申請により交付することができます。
 - ・森林計画図(1/5,000)については、管轄の各地方機関へ森林計画図簿の開示請求により交付することができますが、以下サイトにも公開しております。
- 長崎県オープンデータサイト <https://odcs.bodik.jp/420000/>

3 森林計画図

- ・縮尺は1/5,000です。(目安: 地図上2cm = 現地100m, 地図上2cm×2cm = 1ha)
- ・方位の表示がない場合は、上方向が北となります。
- ・林小班が記載されている部分が森林法第5条に規定する森林となり、地域森林計画の対象となります。
- ・林班界は、地形界、字界で区分される場合が多く、小班界は所有界、樹種界等で区分されます。
- ・等高線、道などから現地を特定できますが、地形図の作成年度が古く現状と相違している場合がありますので注意してください。

4 本手引きで使用する略称は以下のとおり

法: 森林法(昭26.6.26 法律第249号)

令: 森林法施行令(昭26.7.31 政令第276号)

規則: 森林法施行規則(昭26.8.1 農林省令第54号)

(申請様式1-1)

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

年　月　日

振興局長　　様

住　所

申請者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の指定の目的											
市 郡	町 村	大 字	地 番	森 林 所 有 者	伐 採 方 法	伐 採 す る 立 木 の 樹 種 及 び 年 齢	伐 採 面 積 及 び 伐 採 立 木 材 積	伐 採 の 期 間	森 林 經 営 計 画	備 考	
							ha (m ³)				

注意事項

- 1 申請書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 2 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 3 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 4 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載を要しない。
- 5 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 6 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 7 備考欄には、次の事項を記載すること
 - (1)皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2)伐採跡地について行う植栽の時期
- 8 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること（縮尺及び方位を記載し、届出箇所及びその隣接地について、地番及び地目を記載すること。届出箇所を赤く着色すること。）とし、伐採する区域（皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地を含む。）を明示すること。

(申請様式 1 - 2)

保安林（保安施設地区）内抾伐届出書

年　月　日

振興局長　　様

住　所

届出人氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を抾伐により伐採したいので、森林法第34条の2第1項（同法第44条において準用する同法第34条の2第1項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的												
					伐採	伐採をしようとする立木の年齢	伐採立木材積	伐採箇所の面積	伐採方法	伐採の期間	森林經營計画の有無	備考
市 郡	町 村	大 字	字 番	地番	樹種	木の年齢	m ³	ha				

注意事項

- 1 伐採対象面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 伐採方法の欄には、単木、帯状、群状等選木方法を記載すること。
- 3 森林經營計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条の2第4項ただし書に規定する森林經營計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 4 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずることとし、伐採箇所を明示すること。（縮尺及び方位を記載し、届出箇所及びその隣接地について、地番及び地目を記載すること。届出箇所を赤く着色すること。）

(申請様式 1 - 3)

保安林（保安施設地区）内緊急〇〇〇〇届出書

年 月 日

振興局長 様

住 所

届出人氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次の森林（土地）において次のように立木を伐採（立竹を伐採、立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土地又は樹根を採掘、開墾、土地の形質の変更）したので、森林法第34条第9項（第44条において準用する同法第34条第9項）の規定により届け出ます。

森林(土地)の所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
保安林（保安施設地区） の指定の目的	
理 由	
行 為 の 日 時	
行 為 の 方 法	
備 考	

注意事項

- 1 届出書は、行為を行う箇所ごとに作成すること。
- 2 理由欄には、非常災害の発生年月日、緊急に伐採その他の行為を必要とした理由その他必要な事項を記載すること。
- 3 行為の方法欄には、規則第61条の申請書の様式の注意事項3及び4により記載すること。立木の伐採については、伐採の方法、伐採した立木の樹種、年齢及び面積又は立木材積を記載すること。

(申請様式1-4)

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

年 月 日

振興局長 様

住 所

届出人氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的				
森林の所在場所	市 郡	町大字	字	番
伐採の目的				
伐採を開始する日及び 伐採を終了する日	自 年 月 日	至 年 月 日		
伐採面積及び 伐採立木の本数	伐採面積 ha	伐採立木本数 本		
伐採の方法（皆伐・択伐・間伐の別）並びに 伐採する立木の樹種及び年齢				
備考				

注意事項

1. 伐採面積は、ヘクタール単位とし、小数第4位まで記載すること。
2. 備考欄は、規則第60条第1項第6号、第8号及び第9号の届出に係る立木の伐採をしようとする場合に、次の事項を記載すること。
 - (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
3. 規則第60条第1項第7号の規定による届出を行う場合、森林法第11条第5項の認定に係る森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づく森林施業に必要な設備を設置するた

めの立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採について、次により一括して記載することができる。

(1) 森林の所在場所欄には、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記載すること。

(2) 伐採の目的欄には、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため」と記載すること。

(3) 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄には、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記載すること。ただし、添付されている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採の時期が明らかな場合（森林法第34条第2項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除く。）には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置する森林についての伐採等の時期のとおり」と記載することができる。

(4) 伐採面積欄は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかな場合には、記載を省略することができる。

(5) 伐採の方法（皆伐、択伐、間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかな場合には、記載を省略することができる。

(6) 備考欄には、森林経営計画の計画期間を記載すること。

4 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。

(申請様式1-5)

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

年　月　日

振興局長　　様

住　所

届出人氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年　月　日 第　　号の決定通知に係る立木の伐採は、　年　月　日
に次のとおり終了したので、森林法第34条第8項（第44条において準用する同法第34条第8項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的									
森林の所在地					伐採の方法	伐採した立木の樹種及び年齢	伐採した面積 ha	伐採立木材積 (m ³)	備考
市 郡	町	大字	字	地番					

注意事項

- 1 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 2 伐採した立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採した立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 3 伐採した面積及び伐採した立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載を要しない。
- 4 伐採した面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 5 備考欄には、次の事項を記載すること
 - (1)皆伐による伐採をした場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2)伐採跡地について行う植栽の時期
- 6 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること（縮尺及び方位を記載し、届出箇所及びその隣接地について、地番及び地目を記載すること。届出箇所を赤く着色すること。）とし、伐採した区域及び植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を明示すること。
- 7 記載内容が許可決定通知書に記載した内容と同一の場合にあっては、「（許可決定通知書のとおり）」と記載することができる。

(申請様式 1 - 6)

保安林（保安施設地区）内作業許可申請書

年 月 日

振興局長 様

住 所

申請者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次の森林（土地）において次のように立竹を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第34条第2項（第44条において準用する同法第34条第2項）の規定によりその許可を申請します。

森林（土地）の所在場所	市 郡	町 村	大字	字	地番
保安林（保安施設地区） の指定の目的					
行 為 の 方 法					
期 間	始 期	年	月	日	
	終 期	年	月	日	
備 考					

（注意事項）

- 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
 - 立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - 立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - 家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - 下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - 土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - 開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。（森林の位置図及び区域図には、作業箇所及びその隣接地について、地番及び地目を記載すること。作業箇所を赤く着色すること。）
- 解除予定保安林については、解除予定告示年月日及び告示番号を備考欄に記載すること。

(申請様式1-7)

保安林（保安施設地区）内下草、落葉又は落枝の採取届出書

年 月 日

振興局長 様

住 所

届出人氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次の森林（土地）において次のように下草、落葉又は落枝を採取したいので、森林法施行規則第63条第2項の規定により届け出ます。

森林（土地）の所在場所	市 郡	町 村	大字	字	地番
保安林（保安施設地区） の指定の目的					
行為の目的					
行為の方法					
期間	始期	自	年	月	日
	終期	至	年	月	日
備考					

注意事項

- 1 届出書は、行為を行う箇所ごとに作成すること。
- 2 行為の目的欄には、採取物の使用目的について記載すること。
- 3 行為の方法欄には、採取物の種類及び数量並びに採取方法を記載すること。
- 4 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。

(申請様式1-8)

保安林（保安施設地区）内間伐届出書

年　月　日

市　町　長　　殿

住所

届出人氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を間伐により伐採したいので、森林法第34条の3第1項（同法第44条において準用する同法第34条の3第1項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的												
森林の所在地					伐採 樹種	伐採をしようとする立木の年齢	伐採立木材積	伐採箇所の面積	伐採方法	伐採の期間	森林經營計画の有無	備考
市 郡	町 村	大 字	字	地番								
							m ³	ha				

注意事項

- 1 伐採対象面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 伐採方法の欄には、単木、列状等の選木方法を記載すること。
- 3 森林經營計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条の2第4項ただし書に規定する森林經營計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 4 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式の添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずることとし、伐採箇所を明示すること。（縮尺及び方位を記載し、届出箇所及びその隣接地について、地番及び地目を記載すること。届出箇所を赤く着色すること。）

(申請様式1-9)

保安林（保安施設地区）内植栽完了届出書

年 月 日

振興局長 様

住 所

届出人氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号の決定通知(年 月 日に提出した立木
伐採)に係る植栽については、 年 月 日に下記のとおり完了したので、図面及び完了
状況写真を添えて届出ます。

森林(土地)の所在場所	市 郡	町 村	大字	字	地番
保安林(保安施設地区) の指定の目的					
植 栽 し た 面 積					
植栽した樹種、ヘクタール当たりの本数	樹 種 _____ 本 数 _____ 本/ha				
期 間	始 期	自	年	月	日
	終 期	至	年	月	日
備 考					

注意事項

- 1 届出書は、行為を行う箇所ごとに作成すること。
- 2 植栽完了日から30日以内に提出すること。
- 3 面積は、小数点2位まで記入すること。
- 4 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。
- 5 完了状況写真は、全景及び近景写真を添付すること。
写真には番号を付け撮影①を図面に付すこと。

再生可能エネルギー発電用施設の内訳

住所

申請者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

再生可能エネルギー発電用施設	許可面積 (ha)	発電容量 (kw)	風力の場合 風車基数	FIT認定 の有無	外国資本の別

注意事項

- 1 法第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の規定に基づく立竹の伐採等の許可(新規)のうち、再生可能エネルギー発電用施設の設置に係るものについて許可案件毎に記載すること。なお付属施設(管理用作業道、送電線、導水管、生産井等)のみの設置は含めない。
- 2 再生可能エネルギー発電用施設には「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」、「バイオマス」の別を記載すること。
- 3 発電容量は、申請時点の予定値でかまわない。
- 4 風力発電については風車基数を記載すること。なお、当該再生可能エネルギー発電施設が許可区域以外の区域にまたがって設置される場合は、原則、許可区域に係る発電容量、風車基数を記載すること。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第5項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定(FIT認定)を受けている場合は○を記載すること。
- 5 面積の単位は、ヘクタール(小数点第5位を切り捨て、小数第4位まで記載する。)、発電容量の単位は、キロワット(少数第1位を四捨五入)とすること。
- 6 事業実施主体が、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者はA、その他外資系企業※と思われる者はBを記載すること。
※「外資系企業」とは、国外居住者若しくは外国法人による出資比率又は国外居住者の役員の比率が過半数を占める法人を指す。

(申請様式2)

保安林（保安施設地区）内許可変更申請書

年 月 日

振興局長 様

住 所

申請者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号の保安林（保安施設地区）内
許可について、変更の必要が生じたので、申請します。

森林（土地）の所在場所

市	町	大字	字	番地
郡	村			

保安林（保安施設地区）の指定の目的

変更内容：

変更の理由：

(申請様式3-1)

行 為 着 手 報 告 書
完 了

年 月 日

振興局長 様

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の保安林内 着手
許可について、行為を したことを報告します。
完了

記

1. 許 可 番 号 年 月 日 第 号

2. 保安林の所在場所

3. 行 為 の 内 容

着 手
4. 年 月 日 年 月 日
完 成

(申請様式3—2)

保 安 林 内 工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

振興局長 様

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の許可番号に係る行為について、施設工事が完了したことを報告します。

記

1. 許 可 番 号 年 月 日 第 号

2. 保安林の所在場所

3. 行 為 の 内 容 (許可及び完成の規模数量を併記すること)

4. 工 事 完 了 年 月 日 年 月 日

5. 添 付 資 料 (完成図面、完成状況写真等 (許可条件に示されたもの))

(申請様式3—3)

保安林内行為不実行報告書

年 月 日

振興局長 様

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の許可に係る保安林内行為について、不実行となりましたことを報告します。

記

1. 許 可 番 号 年 月 日 第 号

2. 保 安 林 の 所 在 場 所

3. 行 為 の 内 容

4. 完 了 予 定 年 月 日 年 月 日

5. 不 実 行 の 理 由

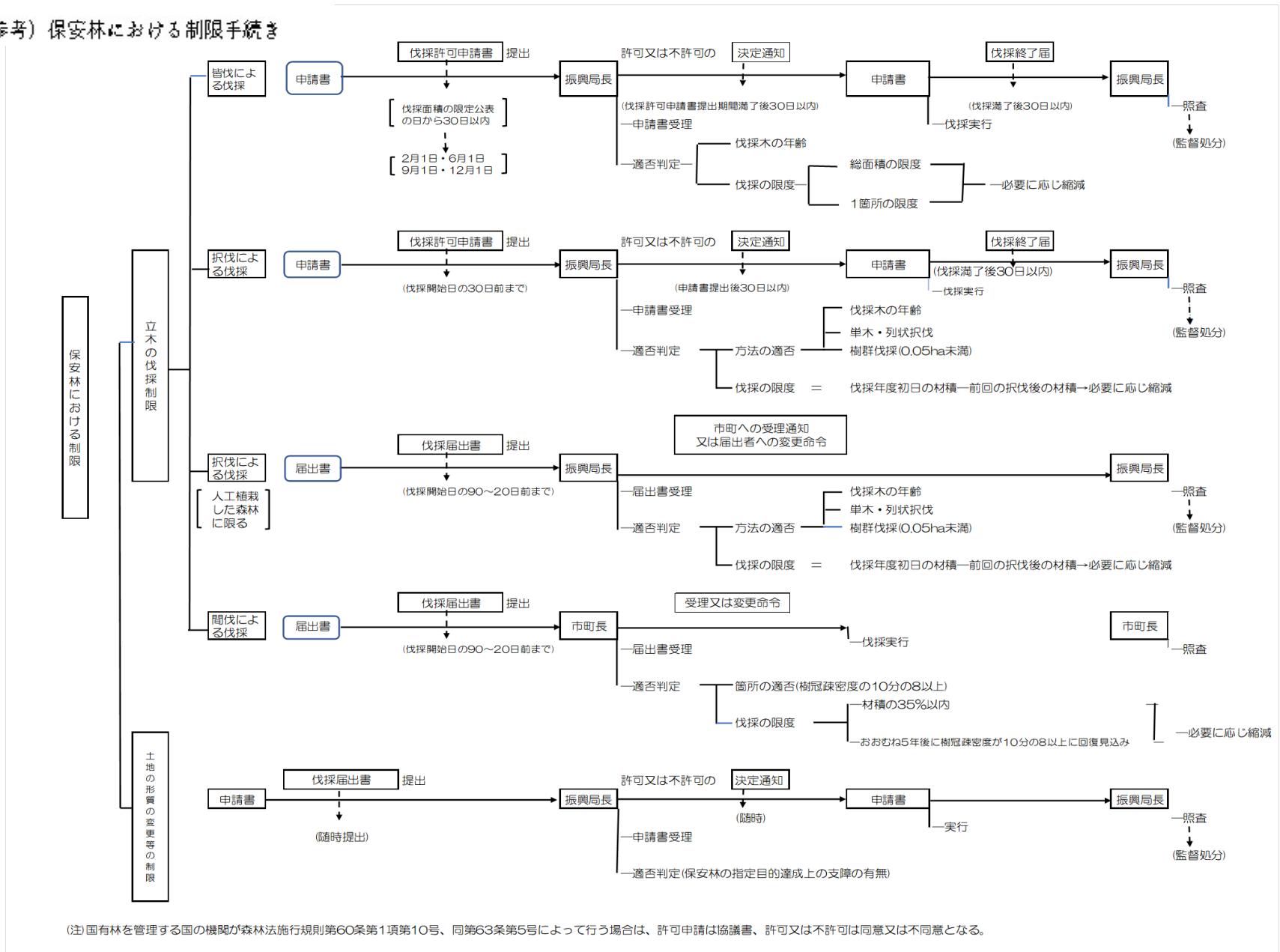
(表一1) 森林の施業・管理に必要な路網の作設に係る作業許可申請書の添付図書

区 分 標準添付図書	林道 (車道幅員が4m 以下のもの)	森林作業道
実施設計書（位置、規模、構造、工程等を記載したもの）	○	
実施設計図（名称は、森林整備保全事業設計積算要領第8-2に準じた）		
位置図（1/50,000）	○	○
平面図（1/1,000）	○	
路線計画図（1/5,000） (森林計画図等に予定線形を示したもの)		○ (実測不要)
縦断面図 (1/100又は1/200)	○	
横断面図 (1/100又は1/200)		
標準横断面図 (3パーセン以上)	○(注2)	
溝きょ等構造図 (1/500以上)	○	
標準図（土工標準、構造標準図）	○	○ (土工標準図)
排水処理の方法及び 溝きょ等の位置図		○ (常水がある場合)
土量計算書	○	
残土処理の方法及び処理場 位置図	○	○ (残土が発生する場合)
使用承諾書（申請者が所有権 を有していない場合）	△	△
現地写真	○	○

(注)

- 当該区分の範囲のうち、森林作業道については、「長崎県森林作業道作設指針」（平成23年4月28日付23森整第82号長崎県森林整備室長通知）において定める構造・規格を有するものとする。
- 区分のうち林道については、林道事業として県の審査（ヒヤリング）を受けたものに限る。

(参考) 保安林における制限手続き



(参考)

伐採許可申請書及び伐採届出書の添付書類と具体例

添付書類	具体例	備考
保安林の位置図及び区域図	<ul style="list-style-type: none"> 【位置図】国土地理院発行の地形図(1/50,000)又は同等のものであって保安林の位置が特定できるもの 【区域図】森林計画図、保安林台帳の写し、不動産登記法第14条第1項に規定する地図(公図)、空中写真等のいづれかの図面に伐採する保安林区域の外縁、地番及び植栽によらなければ的確な更新が困難な区域を明示したもの <p>※区域図で位置が特定できる場合は位置図の省略可能</p>	
本人確認書類 (国、地方公共団体、独立行政法人等を除く)	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書又はその写し ・法人番号を記載した書類…国税庁公表サイトで確認 ・公的機関発行の法人の名称及び所在地を記載した書類 ※窓口訪問の場合、従業員証等で当該法人職員確認 <p>【法人でない団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者の氏名並びに団体の規約、団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 ・上記書類がない場合、団体の代表者の個人名義となり【個人の場合】の取扱 <p>【個人の場合】※写しをとることで可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・個人番号カード(表面) ・運転免許証 ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・その他() 	
【申請・届出に関し他の許認可の申請が必要な場合】 他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類 ※写し可	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行行政庁及び申請予定時期を記載した書類 	
保安林の土地の権原を有することを証する書類 ※1 ※写し可	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記事項証明書 ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・伐採後の造林の受委託契約書 ・土地の賃借契約書 ・その他() 	
【保安林の土地の所有者でない場合】 保安林を伐採する権原を有することを証する書類 ※1 ※写し可	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採の同意書・承諾書 ・伐採の受委託契約書 ・その他() 	

隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類（任意様式） ・隣接森林所有者の現地立会写真 ・隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類（任意様式） 	
その他地方機関長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書 ・伐採及び集材に係るチェックリスト ・搬出計画図 ・他法令に基づく届出等の手続き状況を説明する書類など、地域の実情に応じて市町村の長が必要と認める書類 	